

平成 18 年 9 月

平成 19 年度

税制改正等に関する要望書

全国卸売酒販組合中央会
会 長 國 分 勘兵衛

税制改正等に関する要望書

酒類には、永年にわたり担税物資として他の財・サービスに比べとりわけ高率の税負担が課せられてきましたが、酒類卸売業者としては、免許業者としての責務から酒税の適切な転嫁に努め、酒税が円滑に国庫に納付されるべく、経営の健全化等に格別の努力を払ってまいりました。ところが最近の状況を見ますと、規制緩和の流れの中で、取引価格は低迷しており不当廉売や差別対価等の不公正な取引も依然として横行しているものと思われ、個々の企業では、経営の健全化を図ることが困難な事態に立ち入っております。

以上のような状況を踏まえ、酒類卸売業界としては、下記のとおり要望しますのでよろしく願い申し上げます。

記

第一 卸免許について

現行の免許制度はこれを堅持するとともに、酒類産業行政の観点も考慮され、厳正な運用をしていただきますようお願いいたします。

(理由)

酒類は致酔性飲料であり、一定の社会的管理を要する物資であることから、全ての酒類関係業者は社会的責任を自覚して営業活動等を行っていますが、その根幹にあるのが免許業者としての意識であります。

酒類市場での競争は苛烈を極め酒類卸売業者の経営状況は、ここ数年悪化の一途を辿っており、酒類流通業者の廃業も続出しております。また、卸売業者は比較的規模も大きいことから、仮に破綻した場合は重大な影響を及ぼすものと考えられ、免許制度が酒税保全機能を果たし得るよう、更には、酒類の社会的管理を実効あるものにするため、現行の制度を堅持していただきますようお願い申し上げます。

なお、経営合理化のため合併等の集約化を行った場合に、その減数を免許枠から除くなど、酒類産業行政の観点も考慮され、一層厳正な運用をお願い申し上げます。

第二 酒税法、酒類業組合法の再構築について

酒税法及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」という。）」を再構築し、酒類事業法（仮称）を立法化していただくようお願いいたします。

（理由）

酒税法及び酒類業組合法は、昭和 28 年制定以来今日に至っておりますが、当時に比し昨今の経済情勢、社会環境が著しく変化しています。また、酒類が重要な担税物資であり、かつ、社会的に影響を有するアルコール飲料であることに鑑み、平成 13 年 1 月施行の財務省設置法に国税庁の所掌事務として「酒類業の発達、改善及び調整に関すること」が明定されております。また、平成 17 年には、WHO 総会で「加盟各国に対しアルコールの有害な摂取によって引き起こされる公衆衛生上の問題について措置をとることを要請する」旨の決議がなされる等、酒類の販売等に対する社会的要請はますます高まりつつあります。こうした中で、私どもとしては、平成 15 年 10 月にこれからの時代が求める酒類事業のあり方を提言したところであります。この提言におきましては、致酔飲料であるという酒類の商品特性をより明確化した社会的管理体制の一層の整備の必要性が強調されております。現行の酒税法、酒類業組合法についても、この提言の趣旨に添って、酒税の保全、業界の安定と秩序の維持及び国民の保健を柱とし、中小企業の育成や資源環境への配慮等の施策を盛り込んだ法制度へと再構築した酒類事業法（仮称）の立法化に向けた検討をお願いいたします。

第三 貸倒れに係る酒税の還付制度の創設について

酒税についても、消費税・石油ガス税及び軽油引取税同様、貸倒れに係る税の還付制度を創設していただきたく、お願いいたします。

（理由）

今日の市場は、需要の低迷する中、消費者の低価格志向を反映し、近年の政府の規制緩和の推進もあり、販売競争は激化を極めており、価格競争一色となっております。

このため、酒類業者の経営は悪化し、酒類販売代金の貸倒れの発生も高水準となっており、今後更に増えることが懸念されます。酒類はその価格に高額な酒税を含んでおり、小売業者の倒産により貸倒れが発生したときの卸売業者の受ける痛手は、特に中小業者が多いこともあり、極めて大きいものがあります。

現在の法制では、酒類販売代金が回収不能になったときは、その代金に含ま

れる酒税については、還付規定がないため、結果的に酒類業者が負担せざるを得ないこととなります。酒税は間接税で酒類業者が負担すべきものではありません。現に、わが国の間接税の中で、消費税、石油ガス税及び軽油取引税に貸倒れに係る税の還付制度が認められております。

以上のことにより、酒類販売代金が回収不能になったときの酒税について、酒類業者に新たな負担を強いることのない形での還付制度を創設していただきますようお願いいたします。

第四 公正取引推進のための措置について

平成 18 年 8 月をもって適用期限の切れた公正取引委員会への措置請求制度等の制度化と独占禁止法において、不公正取引に対するより一層の規制の強化を図っていただきますようお願いいたします。

(理由)

公正取引推進のため、国税当局、公正取引委員会には通達やガイドラインの発出等ご指導いただいております。酒類業界としてもリベートやコスト把握の自社基準の策定、実施等努力しているところですが、十分実効があがっていないのが実情であります。

そのような状況の中で平成 15 年度から導入された措置請求制度及び取引条件の関係者への提示規定については、平成 18 年 8 月に適用期限が切れましたが、これらの規定は公正取引の推進に寄与するところが極めて大きいものがあり、改めてその制度化を要望いたしますとともに、平成 18 年 8 月 31 日に国税庁から発出された「酒類に関する公正な取引のための指針」等に基づき、この制度の趣旨を的確に引き継いだ運用をお願いいたします。

また、平成 17 年 4 月には、独占禁止法の改正がなされ違反行為に対する課徴金や罰則の引き上げ等が行われましたが、今後も健全な取引市場の確立のため、不公正取引に対する規制のより一層の強化等所要の整備をお願いいたします。

第五 事業者間取引における消費税の取り扱いについて

総額表示の義務付けに伴う事業者間取引についての経過措置の継続適用及び税込価格への変更を行う場合の端数処理の方式の統一化をお願いいたします。

(理由)

- (1) 平成 16 年 4 月 1 日施行の改正消費税法では、事業者間取引において経過措置として税抜き価格を前提とした改正前の消費税法施行規則第 22 条第 1 項の規定を当分の間認めることとされております。そもそも総額表示の義務付けは、消費者に対する商品等取引価格の表示をその対象とするものであることに加え、今後、消費税率改定や複数税率採用の可能性を勘案した場合に、「税抜き価格」を前提とした値付けについては、現行のコンピュータシステムでは税率を変えるだけで対応できるが、総額表示での「税込価格」を前提とした値付けには膨大な事務量を要することになります。こうしたことから事業者間取引は、本体価格と消費税額を区分表示することを原則とした上記消費税法施行規則第 22 条第 1 項（端数処理）の継続適用をお願いいたします。
- (2) 消費税の総額表示の義務付けに伴い、取引の相手側より「税抜き価格」を「税込価格」に変更するよう要請がなされることがありますが、その場合に発生する一円未満の端数処理については、公正取引確保の観点から事業者間で有利不利がないよう四捨五入方式に統一するようお願いいたします。

第六 外形標準課税について

外形標準課税の撤廃を要望しますとともに、少なくとも、その対象法人を中小企業に拡大しないようお願いいたします。

(理由)

外形標準課税は、企業の固定的負担を増大させ企業経営を圧迫することから国民経済的にみても、景気や雇用へ悪影響を与えることが懸念されます。

酒類業界は酒類需要が伸び悩む中で、競争の激化により押しなべて経営が悪化しており、酒税保全の観点からも危惧される状況にあります。同制度の導入により、更に体力が悪化することが懸念されます。

同制度の撤廃を要望しますとともに、中小企業が多い酒類卸売業界としては、少なくとも対象法人を中小企業に拡大しないようお願いいたします。